

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月29日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭矢護
副会長	八木一弘
委員	津田嘉春
委員	狩野安德
委員	川崎芳彦
委員	石倉尚正
委員	村岡繁樹
委員	益田玲爾
委員	池田香代子

事務局	局長	井谷匡志
	次長	井上太郎
	副主査	堀井理沙

京都府水産課	主査	山本圭吾
--------	----	------

京都府水産事務所漁政課	課長	戸嶋孝
	主幹兼係長	宮嶋俊明
	主査	廣岡信康

4. 議事事項と結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 知事許可漁業の制限措置当について(諮問)
固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議に提出する議題について
…「沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について」「クロマ
グロの資源管理について」「ミニボートの安全対策につい

て」及び「漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について」の4議題を提出することを議決した。

5. 議事 井谷局長

定刻となりましたので、第9回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ここ数日、朝夕が涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いています。今年の夏は空梅雨からはじまりましたが、雨が降り出すと災害が起こるような大雨になったりと、熱帯のような非常に激しい天気が続いていると思います。水温もかなり高めで推移しておりまして、今のところ定置とか総合的な影響は出ておりませんが、トリガイなど夏の暑さに弱いような魚種などでこれから影響が出てこないか少し気をつけないといけないなと思っていますところです。

また、ロシアとウクライナの関係で油や漁業資材、プラスチック等が非常に高くなっており、皆さんの経営を非常に危うくしていると思っております。皆さまにおかれましても、各浜でそういったことを聞かれ、これはちょっと大変だなということがありましたら、水産事務所なり海洋センターまでお知らせいただければと思います。

一方、コロナウイルス感染症ですが高止まりしている状況です。重症者は比較的少ないと言われていますが、それでも病床使用率は6割ぐらいになっており、非常にしんどい状況になっていると思います。丹後・中丹でも非常に患者が増えており、特に小学校・保育所での感染が増えていて困ったなと思っております。そういった状況ですので本日の委員会におきましても、ご覧の様にアクリル板を設置し、席の間隔も広くしております。発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日、吉本委員がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は9名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は暑い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。先ほど局長から挨拶がありましたように、暑い日が続いておりますが、昨夜は私もクーラーを付けずに寝ることができましたので、だんだんと暑い夏が過ぎて秋になってきているのかなという気がいたします。

本日は2件の諮問事項とその他の議案が1件、さらに報告事項4件と盛りだくさんになっておりますので、効率の良い御議論をいただきたいと思います。特に報告事項の中でこれから非常に重要になってきます第15次の漁場計画についてですが、事前に資料に目を通しますと漁業者さんにとって非常に重要な現場でのルールである行使規則の方針みたいなものが出ましたので、その辺りも報告されますので、ご意見ありましたらいただきたいと思います。

議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。八木副会長、村岡委員よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」これは諮問でございます。「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）」を審議します。京都府から説明をお願いします。

（水産事務所）

廣岡主査

（資料1に基づき説明）

葭矢会長

只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私から一点質問します。資料の表にあります操業区域についてですが、京共第1号から順に第27号まで記載されていますが、これはほぼ京都府沿岸域全域になるのでしょうか。

廣岡主査

沿岸域全てということではなく、共同漁業権につきましてはご承知のとおり第1号から第27号までございますが、その中でこの表から抜けているところもあります。当然、なまこけたびき網の操業に適さない、あるいはそもそもけたびき網で操業できる範囲でなまこの生息が見られないなど、そういった形で従来から許可申請、許可がないというところがあります。主立ったところについては、京都府の沿岸域の中で漁場になるべき箇所についてはこれで網羅されていると思っております。

葭矢会長

ありがとうございます。それと、許可すべき船舶等の数が40件となっておりますが、これが全部出てくるかどうかは今のところ未定ということですね。

廣岡主査

これから公示する前に、各漁協支所と折衝することになりますが、上限を満たす、あるいは上限を超過した許可申請が

あるかどうかについては、今後、お伺いしてみないとわからないというところでございます。

葭矢会長 事前に調整されている訳ではないんですね。これから40件の枠の中で、漁協に要望を聞きながら調整していただくということになりますか。

廣岡主査 そういった形になろうかと思えます。

葭矢会長 わかりました。その他何かございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長 特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について」これは諮問でございます。「固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）」を審議します。京都府から説明をお願いします。

廣岡主査 (資料2に基づき説明)

葭矢会長 只今の第2号議案につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

一点確認をさせていただきますが、通常5年許可のところを3年にされたのは、操業時期について、もう少しフレキシブルになる可能性があるので、5年ではなく3年で一応切りましょうという風に変えられたのでしょうか。

廣岡主査 3年に区切らせていただきましたのは、漁業法や漁業調整規則が改正された際に制定しました許可の取扱方針を定める時に、今後、許可の条件や操業時期、操業区域について随時変動する可能性があるということで、そういったところを踏まえて5年ではなく短期3年の許可にしたということで、過去、委員会でもご説明をさせていただいたところです。

- 葭矢会長 ありがとうございます。他にご意見ご質問ございますか。舞鶴方面ですので津田委員から何か。
- 津田委員 現行11件ということですが、あと2件は申請可能ということですね。
- 廣岡主査 現在、操業許可をもって操業されている方以外で、新規に操業を開始される方について2件の申請を受け付けたいということでございます。
- 津田委員 それと住所についてはやはり、小橋と三浜に住所を有する者が資格を持つということですか。
- 廣岡主査 これにつきましても当初許可方針を定めました際に、このような形で制限を設けさせていただいておりますが、これについては変更がありませんので、今回も小橋・三浜に居住の方に限るということになっております。
- 津田委員 ありがとうございます。
- 葭矢会長 今、京都府から説明のあった許可方針というのは、報告資料2-1にあります京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針のことですね。
- 廣岡主査 仰るとおりです。
- 葭矢会長 わかりました。その他何かございませんか。

【発言者なし】

- 葭矢会長 特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

- 葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。
それでは第3号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

井上次長 (資料3-1、3-2に基づき説明)

葭矢会長 只今、継続要望の3項目について昨年度のものから若干修正をしたり、作り替えたものがあるということですが、特に何かございませんでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 ご発言もないようですので、次に新規要望に移らせていただいて、これも含めて先ほど説明のありました継続要望3項目について、ご議論いただくという形にさせていただきたいと思えます。そうしましたら、事務局から新規要望についての説明をお願いします。

井上次長 (資料3-2に基づき説明)

葭矢会長 只今の新規要望についてですが、漁業法改正後の定置網漁業の資源管理についてということで、少し長い説明でしたが、何かご意見ご質問ございましたらよろしくお願いします。石倉委員どうでしょうか。

石倉委員 要望のとおり、定置というのは選択をして魚を獲ることはできないですし、魚の特性によっては逃がしたり、漁獲調整をしやすい魚もありますが、今、槍玉にあがっているサワラあたりは、絞ったらすぐに死んでしまいますので、これが大量に入った場合などは、半分獲って半分逃がすなんてことは不可能に近いです。これがTAC魚種になると、サワラを獲っている人達には致命的な打撃を与える可能性もあると思えます。この辺りは、漁獲制限されるにしても、定置網の実情を理解した制限がされるよう、頑張って要望等していただけたらと思えます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他にどうでしょうか。サワラは今、石倉委員からありましたように獲れたら逃がすのが難しい魚種のようなです。その辺も踏まえて、国主導でTAC制度を導入するのならば、しっかりとした管理の仕方を定置漁業者に示すことができるよう、研究や支援を行っていただくということで、その辺りがこの要望の中に一応、盛り込まれているので、そういうところでしっかりと海区漁業調整委員会として要望をあげていきたいという趣旨になろうかと思えます。

その他にどうでしょうか。私から一点、特にブリにしてもサワラにしても、かなり広範囲に移動する魚種であるということで、それを利用しているそれぞれの漁業関係団体に調整を図りながらやっていかないと、日本海沿岸域の定置漁業が頑張っても資源管理をしても、なかなか上手くいかないということもありますので、国もそういうところも踏まえて、全体的な漁業関係団体を調整する中で、しっかりと定置にもTAC制度を導入していただきたいと、これは私の意見ですが。難しいと思いますが、そういうことも踏まえてやっていただかないと、一生懸命京都府漁業者がやったところで、なかなか資源管理の実として出てくる部分がなかなか難しいかと思えますので、それも一応この中には軽く盛り込んでありますので、今後もし、要望を詰めていくとなると、そういう議論も踏まえて要望をあげていくのかなという感じはしております。

その他に何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

川崎委員

TACの数量はもう決まっていますか。

葭矢会長

どうでしょうか。TACの数量は決まっているのでしょうか。正式ではなくてあらかじめ決まっていますという情報がありましたら教えていただきたいと思えます。

(水産事務所)

戸嶋課長

TAC数量についてですが、サワラとブリについてはまだ決まっておりません。まだ先の話です。ただし、今、国の方で資源評価をやっておりますので、その資源評価の結果を受けて、TAC数量が決まっていくという流れになります。例えば10年後とか20年後といったような話ではなく、ここ数年以内にTAC魚種として設定される可能性があるということです。

川崎委員

松葉カニみたいに、いくら獲っても数量まで達しないというぐらいの数量をいただけたらいいんですけどね。

戸嶋課長

資源評価のやり方がMSYということで、ズワイガニと違った形でやっているということもありますので、実際どのくらいTACが設定されるのかについては今のところ想定が難しいところではありますが、例えばクロマグロのように国際的な資源としてかなり厳しい数量が設定されることはないのかなと考えておりますが、クロマグロ並みの数量が設定された時に、とてもじゃないけど定置は立ち行かないとい

うことで、こういう要望をしていきたいと思っております。

八木副会長

サゴシやヤナギはどうか。

戸嶋課長

今の状況でいきますと、TAC数量の設定の仕方としては、成長段階に沿って設定されるのではなく、おそらくサワラ全体、サゴシやヤナギも含めた形になるのかなと思います。逆にヤナギやサゴシで細かく決められると、それはそれで非常にやりにくいかなと思います。

葭矢会長

その他にどうでしょうか。

八木副会長

今まで説明がありましたが、どの要望がどのくらい進捗したかということがまず第1点。それと定置の要望については京都府の定置協会とのすり合わせとか、まき網の要望ならまき網とのすり合わせがどうなっているのか。定置協会からこんな意見が出ているとか、まき網なら大中型まき網漁業との調整を考える会での意見や、年に1回話し合いをされている中部日本海まき網漁業協議会船主部会で、京都府の要望がなぜ了解してもらえないのか、何が問題なのか。そういったことをもってこの委員会で慎重に審議して、その上で法律を変えてくれというのか、あるいは取扱をこの漁業に恩恵が出るようにしてくれというのか。そういったことが全くわからないような気がします。

それから、資料を見ますと、多くのところから要望が上がっているのになぜ京都府は抜けているのか。また、各要望項目について多くのところから上がっているのかどうなのか。その辺りを抽象的ではなくもう少し具体的に説明をいただきたいと思います。そういったことも踏まえて、今回のように新規要望をする場合、流れ仕事をするのではなく、これだけに時間をかけてやるというような方向にもっていけないだろうか。これは意見というか今後の考え方としてどうかなと思いますが、会長や事務局、京都府も含めてどう考えておられるのかお聞かせいただけたらなと思います。

葭矢会長

要望については事務局でまとめていただいたんですけど、八木副会長が言われるように、定置の資源管理についてですので、少なくともこの委員会で議論する時には、定置協会の意見を吸い上げ、それをきっちりと要望の中に反映させるなど、事前のすり合わせは当然必要だと思います。

それと各海区の要望状況についてですが、各ブロックで要

望をとりまとめ、全国会議の中ですり合わせ最終的に全国ベースの要望となりますので、京都海区としては関係漁業者さんに意見を十分に聞く必要があると私は考えておりますが、その辺り事務局さんどうでしたか。

井上次長

まだ定置協会や関係者の方に照会はできておりませんが、今回委員会の場でこういう意見がありましたので、要望を上げる前に定置協会なり関係する団体に意見照会をしていきたいと思っております。その上で、会長と相談して文面等も考えられればと思います。

八木副会長

知事許可のTAC数量の場合は、あらかじめ定置協会から了解をいただいているとの説明があったので、この要望についても事前に定置協会から意見を聞いてこの要望が上がっているんだろうと聞いていたんです。定置協会からこんな意見があったので何とかこの問題を解決しようとなれば、もっとしっかりと検討ができるんじゃないかと思うんです。

葭矢会長

八木副会長、時間的な都合もありますので今年は事後承認になりますが相談に行って、盛り込めるところは盛り込んだ形になろうかと思えますけれども、これは先ほどの説明でもありましたように、すぐにサワラにしてもブリにしてもTAC数量が決まるわけではないので、今後、きちっと業界筋も含めた意見のすり合わせをしながら要望をまとめて、定置網は京都府漁業の中で一二を争う基幹漁業で、特にサワラ、ブリというのは稼ぎ頭になりますのでTACが設定されるということであれば、海区漁業調整委員会だけの議論ではなくてしっかりと漁業者の意見を事前に吸い上げながら、海区としても意見を上げていくという形にしたいなと思っております。

その他に何かございませんでしょうか。繰り返しになりますが、定置網の一番稼ぎ頭のブリについて、特に資源管理が難しいブリですが、TACの設定が京都府の説明ではここ数年来に徐々に煮詰まってくるんじゃないかという話ですので、しっかりと沿岸漁業者の代表者として集まっていたいる海区漁業調整委員会でも関係漁業者の意見を十分聞きながら意見を吸い上げて、全国海区漁業調整委員会に上げていくという形の段取りで進めさせていただきたいと思っています。

その他に継続要望3つを含めて何かございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長

新規要望につきましては定置協会の意見を聞き、最終の文言につきましては私と事務局で調整させていただき、ブロック会議の要望事項として上げていきたいと思っております。なお、要望が大きく変わるようでしたらもう一度、文書を送らせていただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それではそのような形で進めさせていただきます。

議案はこれで終了しましたので、報告事項に移ります。報告事項1「第15次漁場計画について」を京都府からお願いします。

(水産課)

山本主査

(報告資料1に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項について、ご意見ご質問等ございませんか。

八木副会長

前回の委員会で説明があったようなチェックリストを作ったらどうですか。

山本主査

委員ご指摘のチェックリスト等ですが、必要に応じて作ることも考えております。今の段階では、漁業権免許に関するチェックリストは前回お伝えしましたとおり、適切かつ有効ないし適格性の関係で国のチェックリストというものがございまして、これに基づいて免許をすべきか否か、若しくは漁業権として設定すべきかどうかというところは判断させていただく予定です。行使規則に関しましては当然、これまでの経過や合理的な説明の内容というものが、地域毎に違うということも当然ございまして、一律にこれが適切であるというようなところ、チェックリストを作るのが非常に難しいのかなというところもございまして、実態として京都府も十分に現状を把握できていないところもございまして、その辺りを整理しながら画一的な判断基準として設定できるのであればチェックリストということも設定していきたいと考えておりますし、そうでない部分に関しては若干抽象的になろうかと思っておりますが、いわゆる差別的ではない、内容にはまるかどうかというところを総合的に判断してまいり

たいと考えております。

葭矢会長

八木副会長からチェックリストを作ったらどうかと。確かに水産庁から膨大な指針が示されているので、きちっとこの指針に沿った形でやっていくことが当然の話になりますので、チェックリストができるのであれば、漁業現場に移すときに非常に的確に、正確にこれに沿った形での骨子作りができるんじゃないかと思imasるので、チェックリストについて検討いただければと思います。

その他何かございませんでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

これからもう少し詳しい資料なりが出てくると思imasるので、その都度、委員会で議論していきたいと思imasるのでよろしくお願いいたします。

それでは特にご発言もありませんので、報告事項2「京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について」を京都府からお願います。

廣岡主査

(報告資料2-1、2-2、2-3に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にないようですので次の報告事項3「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第58回)の結果について」を事務局からお願います。

井上次長

(報告資料3に基づき報告)

葭矢会長

只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。要望については、京都海区として今後も上げていきたいと考えております。事前にももちろん海区漁業調整委員会に諮らせていただきますが、何かご意見ございませんでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にないようですので次の報告事項4「太平洋クロマグロ

遊漁に関する委員会指示について」を事務局からお願いします。

井上次長 (報告資料4に基づき報告)

葭矢会長 只今の報告事項につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

川崎委員 この問題については6月から新たな規制が始まったわけですが、遊漁船業者が京都では6月からずっと10トン獲れるといったことを言っておられます。私も規制が始まった時にそれは違うと説明したのですが、資料にありますホームページを見たら、京都府で毎月10トン獲れると遊漁船業者が言っていて、それは違うと言い合いをしたんですけど、聞く耳を持ってもらえませんでした。もう少しわかりやすく掲載してもらえると有り難いのです。

葭矢会長 ありがとうございます。川崎委員からありましたことについて事務局からお願いします。

井上次長 これは国の制度で、水産庁のホームページに掲載されていますが、委員会の場でこのような意見があったということは国に伝えたいと思います。

葭矢会長 川崎委員が言われたように、これだけを見たらわかりにくいですね。ですからもう少し工夫をいただけたら。他の海区でも同じような意見がでている可能性もありますが。ホームページに記載されている10トンが各都道府県ではなく、全国で10トンということですよ。それをよく理解すればそうなんですけど、なかなか理解し難いということが、京都の遊漁者の間でもあるようですので、その辺りを改善する方法を考えていただければと思います。

井上次長 ホームページやチラシの表現の仕方や工夫をしてほしいことについては、水産庁に伝えておきます。

葭矢会長 よろしくをお願いします。それでは全体を通しまして何かございますでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にないようですので、これで報告事項を終了します。
それではこれで委員会を終了いたします。皆さまお疲れさ
までした。ありがとうございました。

【閉会 午後 3 時 3 0 分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 4 年 8 月 2 9 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員